

令和 6 年 第 8 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 7 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和6年第8回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年7月22日(月) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番	藤村	正彦
2 番	晴山	英俊
3 番	山崎	忍
4 番	高橋	浩之
5 番	砂壁	純也
6 番	坂下	千枝子
7 番	前	茂見
8 番	川口	英敏
9 番	八丁野	よし子
10 番	松本	光正
11 番	黒沢	菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石	階	保
雫石	木村	正美
雫石	横手	克文
雫石	小谷地	昇
御所	吉田	光彦
御所	新田	善男
御所	高橋	大和
西山	滝澤	美紗子
西山	柿木	一明
西山	荒塚	秀則
西山	山本	長栄
西山	袖林	一
御明神	小志戸前	健一
御明神	南野	仁
御明神	新田	華織
御明神	松ノ木	奈々子
御明神	下川原	幸宏

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員

御所 米澤 晃

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状完了変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 副主幹 高橋 恵 主査 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長

ただいまから令和6年、第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長

(事務局長、資料により説明)

議長

事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、会議録署名人には、8番川口 英敏委員 9番八丁野 よし子委員、書記には事務局の高橋副主幹、四ツ家主査を指名いたします。
次に、報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋副主幹

報告第1号～第3号までを説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
3ページをご覧願います。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり8件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
4ページをご覧願います。
報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表のとおり1件提出がありました。
解約の理由ですが、中間管理機構をととして第三者と使用貸借するためです。
関連する案件をこのあと議案第3号で御審議いただきます。
5ページをご覧願います。
報告第3号「農地の現状変更に関する工事完了について」、表のとおり1件提出がありました。
届出人、〇〇。畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするた

め。とのことでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』と、なっているところで、位置は参考資料の2から3ページにありますように、〇〇から〇〇へ約〇〇メートルに位置する場所です。

4ページにありますように、現在は農作業しやすいように1番との間にある畦畔が取られ、1枚の大きな圃場となっており、適切に保全管理されていることから問題ないものと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第1号について説明いたします。総会資料の6ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑1筆、面積561㎡、3条有償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから、売買に至ったものです。売買総額は200,000円です。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の2～4ページをご覧ください。

総会資料の7ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 9番 八丁野委員にお願いいたします。

9番 八丁野委員 9番の八丁野です。

7月16日、私、晴山委員、米澤推進委員、小志戸前推進委員、下川原推進委員の2班5名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の8ページのとおり花卉や野菜等が作付けされており、農地を初めて取得することから新規就農での売買予定ですが、長年農作業経験があるかたであり問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第2号について説明いたします。
総会資料の8ページをご覧ください。
番号1、〇〇、畑1筆、面積347㎡、売買、譲渡人 〇〇、
譲受人 〇〇、転用目的 一般個人住宅。転用理由は、住宅の新築。工期は、令和6年8月から令和6年11月まで、売買総額は2,200,000円、工費総額27,800,000円となっています。

場所は、参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇mの場所になります。詳細な位置などは参考資料の10ページから13ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。

番号2と番号3については、同一事業による一時転用であり、〇〇へ使用貸借するものです。土地の登記地目と筆数、転用面積、所有者名をご説明いたします。

番号2、〇〇、畑1筆、面積480㎡のうち51.04㎡、〇〇

番号3、〇〇、畑2筆、面積計2,832㎡のうち381.69㎡、〇〇

場所は、参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』 『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇の〇〇になります。詳細な位置などは参考資料の14ページから17ページをご覧ください。

本件は、〇〇が管理している霰石開閉所を囲むフェンスの経年劣化による建替え工事に伴う作業場所等確保のための一時転用です。計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を2番晴山委員にお願いいたします。

晴山 委員 2番の晴山です。番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の１２ページの写真のとおり雑草一面でしたが申請箇所には測量のあとが見受けられました。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

次に番号２と３について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の１６ページの写真のとおり、雑草一面の状況でした。

本件は、一時転用かつ農地区分も事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断してきました。

なお、いずれも事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第３号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。
本案は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議すること
に、ご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。
はじめに、所有権移転 番号１、利用権設定 番号１～５、一括方式 番号１～１０、
１２～２６、３４～３６について、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第３号について説明いたします。総会資料の９ページをご覧ください。
始めに売買による所有権移転について説明いたします。
番号１、〇〇、畑１筆、面積 16,388 m²
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 800,000 円。

総会資料の 10 ページから 13 ページをご覧ください。
次に利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号 1、〇〇、田 6 筆、畑 2 筆、面積計 23,276 m²、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 2、〇〇、田 9 筆、面積計 14,359 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 3、〇〇、田 2 筆、面積計 5,348 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 4、〇〇、田 10 筆、面積計 9,898 m²、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 5、〇〇、田 2 筆、畑 1 筆、面積計 3,138 m²、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 2 年 7 カ月。

総会資料の 15 ページから 36 ページをご覧ください。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

なお、本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを先に申し添えます。

15 ページをご覧ください。

番号 1、〇〇、田 4 筆、面積計 11,598 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 2、〇〇、田 6 筆、面積計 8,975 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 3、〇〇、田 2 筆、面積計 2,614 m²、新規、
貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 4、〇〇、田 3 筆、畑 1 筆、面積計 9,547 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 5、〇〇、田 3 筆、面積計 3,392 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 6、〇〇、田 9 筆、面積計 14,469 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 7、〇〇、田 4 筆、面積計 9,532 m²、新規、
貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 8、〇〇、田 2 筆、面積計 4,700 m²、新規、
貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 9、〇〇、田 5 筆、面積計 5,860 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 10、〇〇、田 14 筆、面積計 21,746 m²、新規、
貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年

番号 12、〇〇、田 5 筆、面積計 12,573 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 13、〇〇、田 5 筆、面積計 11,514 m²、新規、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 14、○○、田 6 筆、面積計 10,685 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 15、○○、田 3 筆、面積計 6,011 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 16、○○、田 1 筆、面積 12,865 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 17、○○、田 1 筆、面積 313 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 18、○○、田 2 筆、面積計 5,008 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 19、○○、田 8 筆、面積計 14,792 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 20、○○、田 4 筆、面積計 5,229 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 21、○○、田 2 筆、面積計 4,256 m²、新規、○○、借受人 ○○、
期間 10 年。

番号 22、○○、田 6 筆、面積計 10,756 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 23、○○、田 6 筆、面積計 17,607 m²、新規、
貸付人○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 24、○○、田 2 筆、面積計 1,896 m²、新規、
貸付人○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 25、○○、田 6 筆、面積計 12,901 m²、新規、
貸付人○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 26、○○、田 3 筆、面積計 23,441 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 34、○○、田 7 筆、面積計 13,151 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 35、○○、田 27 筆、畑 2 筆、面積計 68,528 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 36、○○、田 5 筆、面積計 11,956 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。10 番松本委員。

10 番 松本委員

はい、10 番松本です。

5 番の期間が 2 年 7 カ月とありますが、理由を教えてください。

四ツ家主査 こちらの方々は、ほかの土地も貸借してまして期間のほうは2年7カ月ずれた先になっております。中途半端な期間になってますが、終わりの期間をあわせ、次の時は一斉に全部の土地を貸借できるように設定しました。

10 番 松本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。はい、8 番川口委員。

8 番 川口委員 はい、8 番川口です。件数が多くて目を通すのが大変なのですが、見ると一括方式ということですから、すでに所有者と借りる方が決まっている案件と思います。以前に中間管理事業で、なかなかまとまらなくて所有者に戻したいという案件があったと記憶しておりますが、これらの契約や期間について全部を耕作してもらえるということですか。どうでしょうか。

四ツ家主査 はい、農地中間管理事業等を使う時には、農業者トレーニングセンターにいる担当者もしくは、農地コーディネーターさんが間に入りまして、お互いの出し手と受け手のマッチングというのをします。その中でマッチングしたかたを農地中間管理機構のほうで貸借を、5 年もしくは 10 年ということで行うことが前提となっております。

農地中間管理機構は受け手が見つからないと受けないという考えのようで、地域の人の担い手に集約をするように中間管理のほうでどう割り当てるか決めるのが筋ではないかと思いますが、今の実態としては、受け手の人がいるので、中間一括が成立するという考えになっていますので、基本的に 10 年は借りるということが前提であると思いますが、もしかすると地域計画ができあがればそれに基づいてまた別なかたに再配分されるという可能性もありますし、担い手のかたへの集約というところは約束されるものではないかと思います。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号の所有権移転 番号 1、利用権設定 番号 1～5、一括方式 番号 1～10、12～26、34～36 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、一括方式 番号 11 を審議いたします。

本案は、柿木 推進委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(柿木委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 総会資料の 20 ページをご覧ください。
番号 11、〇〇、田 14 筆、面積計 20,739 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号の一括方式番号 11 は、原案のとおり決定いたしました。

(柿木推進委員 着席)

議 長 次に、一括方式 番号 27～29 を審議いたします。
本案は、下川原 推進委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が
終結するまで退席願います。

(下川原推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 総会資料の 29 ページをご覧ください。
番号 27、〇〇、田 1 筆、面積 3,684 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。
番号 28、〇〇、田 4 筆、面積計 5,664 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。
番号 29、〇〇、田 3 筆、面積計 7,009 m²、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第3号の一括方式番号27～29は、原案のとおり決定いたしました。

(下川原推進委員 着席)

次に、一括方式 番号30～33を審議いたします。

本案は、5番 砂壁委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(砂壁委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

総会資料31ページをご覧ください。

番号30、〇〇、田8筆、面積計11,901㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間5年。

番号31、〇〇、田1筆、面積計459㎡、新規、
貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間5年。

番号32、〇〇、田3筆、面積計3,576㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号33、〇〇、田1筆、面積計676㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の一括方式番号 30～33 は、原案のとおり決定いたしました。

 (砂壁委員 着席)

議 長 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第4号について説明いたします。総会資料の37ページをご覧ください。
本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定をおこなうものです。
番号1 田1筆、面積724㎡、借受人 ○○。

 本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第5号について説明いたします。総会資料の38ページをご覧ください。
番号1 ○○、田1筆、面積593㎡、所有者 ○○。
非農地の事由は、平成6年頃盛土に工事残土を利用した際、田として利用できなくなり、一部は家庭菜園として利用されていますが作業小屋・トイレ等を建築し現在に至っています。

なお現地は、道路からの進入路として一部砂利敷きされているとともに作業小屋が建っている状態でした。家庭菜園の部分も石垣の囲いの中に土を持って利用している状態でした。

場所は、参考資料の１ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは１８～２０ページをご覧ください。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を３９ページに添えておりますが、非農地となってから２０年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 小志戸前推進委員にお願いいたします。

小志戸前推進委員

御明神地区の小志戸前です。

番号１について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の２０ページのとおり砂利が敷かれ、作業小屋が数棟建っておりました。一部家庭菜園として利用されてはいましたが、石垣で囲いがされている状態でした。

現在の状況となってから２０年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

（なし）

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員

（全員挙手）

議 長

全員挙手ですので、議案第５号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後２時４５分

以上が令和６年７月２２日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 ６ 年 ７ 月 ２２ 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 8 番

議事録署名人 9 番
